

平成30年度公正取引委員会政策評価委員会議事録

1. 日時 平成30年7月26日（木）10：00～11：45

2. 場所 官房第13会議室（19階）

3. 出席者

【政策評価委員】（五十音順）

池谷 修一 公認会計士

小林 庸平 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部 経済政策部 主任研究員

多田 英明 東洋大学法学部教授

田邊 國昭 東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授

中村 豪 東京経済大学経済学部教授

【事務総局】

山田官房政策総括審議官，岩成官房総務課長，河野官房総務課企画官，原山取引企画課長補佐，加瀬川取引調査室長補佐，口ノ町相談指導室長補佐，土平官房国際課係長，久保田経済取引局総務課長補佐，田部井経済調査室係長，片岡調整課長補佐，田中官房総務課長補佐，堤官房総務課政策評価係長

4. 議題 平成30年度政策評価（案）について

取引慣行等の適正化

海外の競争当局等との連携の推進

競争的な市場環境の創出のための提言等

5. 配布資料（資料の掲載は省略）

資料1 実績評価書（案） 担当課：取引企画課，取引調査室，相談指導室

資料2 実績評価書（案） 担当課：国際課

資料3 実績評価書（案） 担当課：経済取引局総務課，経済調査室，調整課

資料4 事前分析表

6. 議事録

【河野官房総務課企画官】それでは時間になりましたので，平成30年度公正取引委員会政策評価委員会を始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、公正取引委員会で政策評価を担当しております、官房総務課企画官の河野と申します。本日は、私が司会進行及び政策評価書の説明をさせていただきます。

昨年度に引き続きまして、本年度の政策評価委員会も行政事業レビュー外部有識者会合との連携強化を目指しており、合同開催とさせていただいております。

本日は、3つの施策につきまして私の方から御説明をします。各施策の説明が終わりましたら、政策評価委員の方々から御質問、御意見などを承りたいと思っております。その際、本日、3つの施策を担当しております、各課室の担当者も同席しておりますので、皆様からの御質問、御意見等につきましては、各課室の担当者からも対応させていただきますと考えております。

本日の政策評価委員会の議事録の詳細版につきましては、準備が整い次第ホームページで公表することとしております。それでは、山田官房政策立案総括審議官の方から初めに御挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

【山田官房政策総括審議官】おはようございます。

本日はお忙しい中、平成30年度の公正取引委員会政策評価委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。お暑い中、本当に恐縮でございます。また、3名の政策評価委員におかれましては、行政事業レビュー外部有識者会合にも、引き続き、御参加いただくということであり、大変恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。是非、皆様から御意見をいただきまして、今後の公正取引委員会の政策につなげていきたいと考えておりますので、本日はよろしくお願いいたします。

【河野官房総務課企画官】それでは、議題に入らせていただきます。

今年度、実績評価方式により3つの施策の評価を行いました。資料は、施策ごとに標準様式と実績評価資料の2部構成になっておりますが、実績評価資料に基づき、説明をいたします。

〔資料1 実績評価資料（案）「取引慣行等の適正化」を説明〕

御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

【田邊委員】評価書2ページから5ページですが、基本的に下請法違反行為に対する措置等が評価対象施策であり、取引慣行を適正化するための相談対応、取引実態調査の公表状況、ガイドラインの説明会の開催件数・参加人数という指標を掲げて、どのように推移したのかを見るという構成になっていると理解しました。評価書4ページの表5の

事業者等の活動に関する主要なガイドラインの部分ですが、例えば、表5に記載がある知的財産ガイドラインや農協ガイドラインは、下請法とあまり関連がないという感じがするのですが、これらの対応関係を御説明いただければと思います。

【河野官房総務課企画官】今回の1つ目の実績評価につきましては、下請法の違反行為に対する措置等という施策から、施策はさらに2つに分かれております。1つ目は、下請法の運用という施策であり、その部分は来年度に実績評価を行う予定となっております。本年は、取引慣行の適正化という施策が実績評価の対象となっております。

【田邊委員】御説明を受け、納得しました。

【多田委員】全体を拝見していると、特に数値的な目標はほぼ達成されており、基本的によく取り組まれていると思われました。

2点、指摘があります。次期に向けての反映、方向性のところで、新規性のある事例を公表するということですが、もし、マンパワー的なところで余裕があれば、もう少し相談事例の公表件数を増やしていただけるとよいと思います。相談事例集は、参考になる事例が多いと感じているところであり、もう少し事例を出していただくとよいと思います。相談事例集へのアクセス件数は年間で約1万8000件、月平均で1,500件ですから、相当関心が高いのだと思います。事業者だけでなく、大学で独占禁止法を教えている者としても参考になりますので、相談事例集への掲載件数を増やしていただけるとよいと思われました。

もう一つが、取引実態調査の中でも、制服調査の問題については新聞でも報道されており、私も興味深く拝見しました。次期目標等への反映の方向性のところで、日刊新聞の報道量を測定指標として追加したという記載があります。この点、既に実施しているのであれば申し上げることもないですが、取引実態調査報告書を新聞発表するとき、例えば、事前に記者を集めて、ブリーフィングというのでしょうか、説明会のようなことを実施されると、より記者の方のくらいつきがよいのかなと思いましたが、実際は実施しているのでしょうか。

【口ノ町相談指導室長補佐】相談指導室の口ノ町でございます。

御意見ありがとうございます。相談事例集への掲載件数を増やしていただきたいという多田委員の御意見、非常にもっともな御意見だと思います。ただ、御指摘にありましたとおり、マンパワーの問題という部分もあります。もう一つ、相談事例集を資料として、別途作成して配布する関係上、簡潔にまとめるということも、もう一つポイントに置く

ところでもあり、その部分とのバランスをとりながら、毎年度、相談事例集を作成しているところです。ただ、正に相談事例集を活用していただいているということですので、また、検討させていただければと思います。

【多田委員】昨年秋に改訂された「経済法判例・審決百選」にも、相談事例が入っていましたので、相談事例集には参考になる事例が多いのだと思います。

【河野官房総務課企画官】ブリーフィングに関する質問ですが、相談事例集や実態調査報告書は、過去の実績、活動状況などであり、公正取引委員会として重点的に報道していただきたい内容であり、突然、公表しても記事にはなりにくいと思いますので、案件に応じて、事前に社会部あるいは経済部の記者に対し、勉強会を実施しております。

【小林委員】三菱リサーチ&コンサルティングの小林と申します。

今回、初めて参加させていただきました。私は、公正取引委員会の実務に詳しくないので、的外れな指摘があるかもしれませんが、気づいた点をお話ししたいと思います。

最近、私は、EBPMというエビデンスに基づく政策形成に関し、官公庁や自治体のお手伝いをよくしておりますので、その辺りから気づいた点を御指摘させていただきます。

ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止、事業者等からの相談への対応による未然防止という測定指標は、あくまでアウトプットの指標に過ぎないということになると思います。測定することが非常に難しいということは理解しつつも、アウトカム指標を検討せずにアウトプットを測定しているのか、それとも本当はアウトカムを測定したいのだけれども、仕方がないのでアウトプットを測定しているのか、その辺りは整理しておいた方がよいと思います。未然防止という部分を測定できるのであれば、それがやはり望ましいのだろうと思います。

もちろん、非常に難しいということは理解をしているのですが、例えば、一度、ガイドラインの普及・啓発をすることによって、もしくは相談対応をすることによって、これぐらい独占禁止法の違反行為の未然防止ができるということを一度分析しておけば、あとはアウトプットさえ測定していけば、自動的にある種、アウトカムのところが計測できるような形になると思います。相談対応した事業者とそうでない事業者で、その後どれぐらい独占禁止法の違反行為に差が出てくるのかなど、実際難しいのは理解していますが、そこは統計的、技術的な方法で乗り越えられる部分があると思っております。測定指標の設定の仕方と、一度何か一つ実例を持って、アウトカムへの影響を計測でき

ると、より具体的な本当の政策目的に照らして測定ができるのではないかなと感じております。

【口ノ町相談指導室長補佐】御意見を承りまして、どのような検証が可能かどうか、また検討させていただければと思います。

【河野官房総務課企画官】今回の政策評価は3年間の実績を見ており、今回もいくつかの指標を見直しております。今年度、アクセス件数、日刊報道量を測定指標として追加しており、純粋な活動量ではなくて、どれだけ伝わったか、できれば伝わった先の人はどう認識して、行動がどう変わったのかという部分まで測定するために、少しずつ進めていきたいと思っております。また、引き続き、測定指標を随時見直していきたいと思っておりますので、その際にはアドバイスをいただければと思います。御意見ありがとうございます。

【小林委員】手間と意義のトレードオフがあると思いますので、そこを考慮した上で、一つ事例を用いて検証していただければと思います。

【池谷委員】独占禁止法の普及と未然防止という2つの観点があるので、今お話があったように、新聞報道の件数という話になると、やはりコンパクトにかつポイントをよくまとめていただく必要があると思います。その一方で、多田委員がおっしゃったように、内容を詳細に検討したいという現場の方であれば、より内容を詳細に知りたいと思うはずで、その部分が、独占禁止法の普及と未然防止という意味では、トレードオフの関係にあります。もし、日刊新聞の報道量を測定しようとする、コンパクトにまとめる必要がある一方、内容をもっと検討したいという人にとっては、それは逆に働くので、うまくまとめ方を考えていただいた方がよいと思います。やはり、まず、新聞報道を見て、そこから更に内容について深く検討したいという人がいるのだと思うので、新聞発表の資料を作るときには、うまくまとめ方を工夫していただく必要があると思いました。また、御検討いただきたいと思います。

【河野官房総務課企画官】ありがとうございます。

【中村委員】先ほど、相談事例集の話がありましたが、評価書2ページの表2を見ると、各年度10件程公表していることが分かります。この表の見方ですが、現状、公正取引委員会のウェブサイトアクセスすると、5年分で60件ぐらいあると思いますが、この資料の全てを見ることができる状態なのか、それとも最近の資料だけなのか、これはどちらでしょうか。

【口ノ町相談指導室長補佐】御質問ありがとうございます。

ウェブサイト上において、過去に公表した相談事例集を全て見るようになるので、量という意味ではカバーできていると考えております。

【中村委員】そうすると、1点気になるのが、量が多いということは情報量として意味があるからだと思うのですが、他方でやっぱり量が多いと、自分が求めている事例がどこにあるのか、見つけにくくなると感じました。そうすると、アクセス件数は多いが、実はアクセスし、調べたものの、求めている事例が見つからなかったという方もアクセス件数に含まれている可能性があります。利便性というか、例えば、キーワードを入力すると検索結果が出てくるシステムがあればよいと思います。システムを作る話ですから、大変だとは思いますが、もし、今後、相談事例集への掲載事例件数をさらに増やして、内容を充実させるということであれば、使い勝手のところ、法律的な文言に関して詳しくない人がアクセスしても、求めている事例を容易に見つけられるような形でシステムを作るというのが大事になってくると思いました。そういった点を検討していただきたいというのが1点目です。

それからもう1点が、評価書5ページの表6などで、ガイドラインに関する説明会で大勢の方が聞きに来たという話があったわけですが、この項目において参加人数は確かに大事です。しかし、もう一つ、質的の面でもさらに御検討いただければと思います。例えば、下請法の話について、こういうことをやってはいけませんとか、こういうルールを守りましょうという内容を周知する場合に、下請事業者だけに周知していたのではおそらく不十分ですし、下請事業者だけが知っていても、十分ではないだろうと思います。その意味で、目的によってどういう人を集めるのかというのが変わってくるのですが、件数以外にどのように効果的に人を集めているのかという情報も加わってくると、特に未然防止ということが目的だとすると、必要な人にアプローチできているのかということも大事になってくると思います。何かそういったところが、なかなか難しいとは思いますが、どうやって質を評価するのか、ただ、何かしら今言ったような切り口で、元請になるような業者にこれだけアプローチした、下請事業者が参加する会議にこれだけのアプローチをしたというような何か切り分けがあると、より施策の浸透度みたいなものが反映された指標になるのかなという感想を持ちました。御検討いただければと思います。

【口ノ町相談指導室長補佐】御意見ありがとうございます。

1点目が、相談事例集のホームページへの掲載方法といいますか、検索方法につきまして、現状としましては、年度別にそれぞれ事例を検索できるのとは別に、行為累計別にも一応検索できるようになっております。例えば、共同行為に関するものという項目をクリックすると、年度に関係なく、共同行為に関する事例が出てくるといった検索システムになっております。

今、中村委員がおっしゃったとおり、もっと詳細なキーワード検索が相談事例集に限定してできるかという点、現状、そのようなシステムは導入されていません。あくまで公正取引委員会のホームページ全体から検索するということはできるのですが、相談事例集というものにターゲットを絞ってキーワード検索というのはできません。ただ、担当者としてはそういう機能があると良いとは思いつつも、ただ、おっしゃるとおり予算の関係とか全体のシステムの関係がございますので、御意見として承らせていただければと思います。

【河野官房総務課企画官】キーワード検索により、相談事例集に加え、例えば、共同開発、共同研究と検索することで御意見の点には近づけるということはできると考えられます。

【口ノ町相談指導室長補佐】そうですね、一応はできます。ただ、掲載した相談事例の本文そのものではなく、例えばプレスリリースがヒットすることもあります。相談事例集を公表する際に、毎年プレスリリースも出しており、そこに主要な事例ということで掲載していますので、本当はそういったものと実際の事例を区別して検索できればいいのではないかとはいえます。

それから、2点目のガイドラインの普及・啓発というところで、相談指導室として、効率的に取り組んでいるということについて、一つお話をさせていただければと思います。現在、商工会議所や商工会におります、経営指導員向けに研修を実施しております。経営指導員というのは、実は中小企業と普段、接点になる者であり、独占禁止法を含めた各種法律の相談を受ける者であります。我々としては、接点になる経営指導員に研修をすることによって、効率的に情報の伝達を図っていくことができるのではないかとはいえます。

【河野官房総務課企画官】ガイドラインに関する説明会を開催する場合につきまして、講演依頼がある場合と、こちらから働きかける場合があります。

【口ノ町相談指導室長補佐】直近、流通取引慣行ガイドラインの改定がありましたが、

その際、公正取引委員会主催の説明会を開催していますし、また、商工会議所等から会員企業の関心があるので、説明会を開催してくださいという話がありましたので、講師を派遣して対応をしています。

【河野官房総務課企画官】よろしいでしょうか。次のテーマに移りたいと思います。

〔資料2実績評価資料（案）「海外の競争当局等との連携の推進」を説明〕

私からの説明は以上でございます。御意見、御質問等がありましたら、よろしく願いいたします。

【多田委員】私は、今年3月までの1年間、ベルギーの大学で在外研究を行ってまいりましたので、現地で気づいた点も含めていくつか申し上げることができればと思います。

評価書21ページの最後の部分を拝見しますと、海外の法曹協会等が主催するセミナー等に公正取引委員会の職員の方を相当数派遣されているとお見受けしました。このようなセミナーには、競争政策の専門家が集まるので、日本の競争政策をダイレクトに伝えるよい機会であり、非常に有効な方法だと思います。ベルギーの大学院で日本の独占禁止法を講義する機会がありましたが、そこでの感想としては、ヨーロッパの学生は日本の競争政策、競争法にも随分関心を持っていると感じており、英文での広報の重要性を改めて痛感したところです。

評価書7ページ目のアクセス件数を見ていまして、平成27年から28年度のアクセス件数が約2万3000件から約13万4000件に急増したとあります。やはり、アクセス数というのは正直で、新しい内容があれば見てみようということになるのかなと思いました。逆に言えば、アップデートがないともうアクセスしないということであり、そうすると情報をさらに出していくということが大事になってくると思います。

英文のプレスリリース掲載件数については、件数ベースで言いますと、年間30件、40件ですから、少なくはないのですが、ただ、月ベースで考えると月3本か4本ということなので、もう少し件数があればよいと思います。

例えば、日本の独占禁止法の事例について話をしたところ、ヨーロッパの学生が関心を持って質問をしてくれたので、公正取引委員会の英文ホームページを参照してくださいと言いたかったのですが、実際に英文ホームページを見ると、情報が思っていたより少なかったということがありました。もちろん、独占禁止法の条文やガイドラインを英訳した資料は、講義する上で大変参考になり、助かったのですが、公正取引委員会の日々の活動を含めて、もう少し情報があるとよいと感じています。海外には、日本の競争政

策に関心を持っている学生がいるので、そこがもったいないと思ひまして、できれば英文のプレスリリースの掲載件数をもう少し増やしていただきたいと感じたところです。

もう一つは、英文のプレスリリースの資料を拝見していますと、いろいろメリハリをつけて、重要な内容については全訳をされていて、そうでないものは概要ということに整理されていると理解しました。その時、概要のみがまとめられているものを見てみると、新聞のベタ記事のような感じで、誰が何をして、それでどのように処分されたという短い文章であまり内容というか、ストーリーがありません。

例えば、単純な地方談合事件とかカルテル事件というものは新規性がないので、全訳をする必要はないと思いますが、それ以外の新規性のある事件や国際的にも注目されるような事件については、単なる事実関係だけでなく、少し踏み込んだ内容が書けないかなと思います。

例えば、日本語のプレスリリースだと、事件の経緯や、事件関係者などを説明するポンチ絵が添えられているものもあります。英文プレスリリースにも、このようなポンチ絵があると、海外の読み手も理解がしやすいと思います。英文プレスリリースにはこういう事件があり、こういう処分をしましたということに加えて、事件の経緯・背景の説明があると、多くの方に興味を持って読んでもらえると思います。

それともう一つは、ヨーロッパの学生は、EU競争法を勉強する際、当然、アメリカの反トラスト法と比較します。プラス1で、アメリカ以外の国を見てみようとなった場合、日本の独占禁止法の事例を比較対象の候補とするようです。その際、英語での情報が少ないことがネックになってしまいます。アメリカ以外の国についても参照したいというニーズがあるようなので、そこをうまく取り込む形で情報発信ができればいいのかなと思いました。

講師派遣は費用がかかる反面、英文プレスリリースの場合であれば、うまく翻訳できれば、後はウェブサイトに掲載するだけですから、それほど費用をかけずに情報発信ができると思います。そうすると、費用対効果の点でも有効ではないかという気がしており、英文のプレスリリースの発表件数が増え、併せて中身が充実すればいいと、現時点で感じたところです。

もう一つは、私自身は翻訳の専門家ではありませんが、英文プレスリリースによっては、日本語の発表文を直訳しているようなところがあり、資料を学生と読んでいたときに、私の方でパラフレーズをして説明しないとうまく伝わらないような箇所がありまし

た。例えば、事件のプレスリリースで、日本語では「特定の〇〇製品」とされている箇所をそのまま英語に直訳しているところもありますが、このような部分は英語のネイティブ・スピーカーが見ても、違和感はないのか、確認されるといよいよと感じました。予算的なところで都合が付けば、新聞発表をする前に、チェックをかけるということをする、もっと効果的なのではないかと感じました。

【河野官房総務課企画官】何かございますか。

【小林委員】御説明ありがとうございます。

今の多田委員の御指摘とも関連するのですが、例えば、もう少し細かく分析ができないのかなと思っています。例えば、アクセスしている国とか、そもそものプレスリリースに対してアクセス件数が多いのかなど、そういったところが分かれば、例えば、今、多田委員がおっしゃったような、こういったプレスリリースの方法を行うと、アクセス件数が多いなど、そういった部分が見え、改善の可能性が見えてくるのではないかなと感じました。

もう一つ、評価書5ページにも記載がありましたが、事例に基づいた講義がほしいといった意見は非常に重要な情報かなと思っています。正に、こういったところを効果検証できると、事業の改善につながると思います。事例を入れた場合と事例を入れなかった場合で、どれくらい満足度が変わってくるか、また、理解度が変わってくるかといったところを事後にアンケートを実施するなどして、その効果を検証してみて、事例を入れた方がより効果が大きいのであれば、そちらにシフトしていくということになるのだろうと思います。

ただ、一方でちょっと難しい部分は、測定指標の中で、技術研修は有効であったと回答した研修生の割合が、平成29年度には100%になっていますので、これ以上、数字を上げようがないというところですね。この理由が研修内容がとても充実しているからであれば良いと思います。しかし、例えば、テストが簡単過ぎて、全員が100点を取っていると、学力の高い子と低い子を区別できないような状態になっているとすると、指標として適当なのかは疑問があります。そのため、研修内容を改善しつつ、内容が本当に改善に寄与したのかどうかを検証できるような指標を測定していくことを考えられてもいいのかなと思いました。

【河野官房総務課企画官】研修教材を変えた場合、研修が終わった後に、個別に研修生に、今回の事例が役に立ったかどうか確認するほか、アンケート調査表を使用して、い

くつか事例を取り上げ、A、B、Cのどの事例が一番役に立ったのか、アンケート調査を実施するなどの工夫をするというのも、一つの考え方かなと思いました。

【小林委員】そうですね。分かりました。

【土平国際課係長】基本的に、技術支援というのは、先進国というよりも東アジアの途上国等に対し実施しています。評価書11ページにある表9を御覧いただくと、国と地域によって、競争政策や法律の浸透具合にかなり大きな差があり、20世紀のうちに法律が施行されている国もあれば、まだ、当局ができて10年も経っていないような国もあります。そういった国の担当者を日本に招き、一度に研修を実施していますが、ニーズにかなりばらつきがあります。事例の話をしてみると、国によっては、それはどういうふうに進められたのか、突っ込んだ質問をする相当成熟した当局もあれば、逆にそれはどこが違反なのかといった内容の質問をする当局もあり、どちらかという、後者に力点を置いていくのが、喫緊の課題と認識しております。そのため、いきなり高度な研修を全参加国に実施するというところは難しいところではあります。しかしながら、そういった御指摘もありますので、研修資料の内容を見直すなどもその事例の一つですが、今後も検討していこうと思います。

【池谷委員】今、小林委員からお話があったことに関連してですが、評価書2ページの各競争法・政策研修の実施状況や、11ページの東アジア諸国の競争法制定状況を見て思ったのですが、やはり、国の状況に応じて研修をする必要があると思います。おそらく、公正取引委員会の方でもそれらの国々に研修をする際、力点の置かれているポイントがあると思うのですが、そういった部分をうまく説明していただけるとよいかと感じました。

【土平国際課係長】ありがとうございます。

そうですね、評価書2ページに記載がありますとおり、我々の職員を現地に派遣し、研修を実施するほか、訪日の形でも実施しております。そういった方法であれば、かなり途上国等のニーズに寄り添った形で研修を実施できますが、一方でコスト的な問題もあります。また、一国だけにそれだけの注力ができるのかという、やはり、リソースの問題があるので、そのバランスを見て、引き続き、途上国等の方に満足していただける研修内容にしていく必要があると思っております。

【池谷委員】ポイントがいくつもあり、それを考慮しながら、途上国等の研修を実施していると思うのです。そのため、それをうまく見せられると良いと思います。仮に、研

修の開催件数が減っていれば、せっかく、取り組まれているにもかかわらず、その数字だけを読むと減っていると認識されてしまいます。ポイントが分かると、より効率的に実施しているという意図が見えやすいと思います。

【河野官房総務課企画官】ありがとうございました。

具体的な力点のポイントを書ける内容がありましたら、評価書に追加で記載致します。この研修では、このようなニーズがあったといったことや、注意、重点的な事例を紹介したとか、そういった内容を書いておくと、全体の評価書として深みが増していくと思いますので、検討させていただきます。

【中村委員】全体としては、かなり熱心に途上国や先進国と連携を採られているなあという印象を受けました。

1点、素朴な疑問ですが、例えば、途上国等向けの研修はかなり手厚く、評価書2ページの表に記載があるとおり、実施されています。一方で、どんなテーマをどうやって選ばれているのかが気になりました。どういうことかと言いますと、おそらく日本企業でこういった途上国等に既に進出しているとか、あるいはビジネスをこれから実施したいという日本企業があると思います。その際、例えば、現地の競争政策上のルールがどうも不安定でビジネスをやりにくい、現地当局から何か書類を出せと言われていたが、何を提出していいのかがよく分からなくて困っている日本企業もあると思います。もし、日本企業の側にそういったニーズがあれば、そういうニーズを拾って、どうすれば日本企業が適切な形で競争して、ビジネスを行えるのかという点をうまく研修の際、伝えるという役割もあるのかなと思いました。

【土平国際課係長】途上国等に対して、他の先進国に先駆けて、我々が積極的な技術支援を展開し、その国が日本の独占禁止法と似た法制度になれば、日本企業の同地への進出が容易になるという副次的な効果はあると思います。御指摘のような効果も念頭に研修を実施しています。

【河野官房総務課企画官】よろしいでしょうか。

それでは、海外の競争当局等との連携の推進についての議論は、これで終わりにしたいと思います。

それでは、本日最後のテーマに移りたいと思います。

〔資料3実績評価資料（案）「競争的な市場環境の創出のための提言等」を説明〕

簡単ですが、この施策に関する評価、概要は以上のとおりでございます。この施策に

つきまして、御意見、御質問等がありましたら、よろしくお願ひいたします。

【多田委員】初歩的な質問かもしれませんが、競争的な市場環境の創出のための提言等の施策の実態調査というのは、取引慣行等の適正化の施策でお話をいただいた制服調査とは目的を別にするのでしょうか。競争的な市場環境の創出のための提言等の施策の実態調査というのは政府規制を見直すといった観点で調査をしているのか、この辺り、どういうすみ分けになるのでしょうか。

【片岡調整課長補佐】一般的に、競争的な市場環境の創出のための提言等の施策は規制の観点から実態調査を行っており、調整課という部署が担当しております。一方、取引慣行等の適正化の施策は取引慣行の観点から実態調査を行っており、取引調査室という部署が担当しています。

【多田委員】例えば、先日報道された、携帯電話市場の競争政策上の課題についての実態調査は、政府規制の観点から調査されたのでしょうか。

【片岡調整課長補佐】必ずしも簡単に分けることができるものでもなく、確かに携帯電話の実態調査は、少し取引慣行的な要素もありますので、どこの部局が担当するのかわかるということもあります。もともと、携帯電話の実態調査は、2年前に経済取引局内の別部署である経済調査室が実施していたというような経緯もあり、それを引き継ぎ、取引慣行の部分と少し電波規制の話も踏まえて調整課で調査をしました。ただ、ざっくり申し上げてそういう分担もあるのですが、必ずしも判然としないところもあります。

【多田委員】介護分野に関する調査報告書には相当のアクセス件数がありましたが、携帯電話市場の競争政策上の課題についての実態調査報告書には、それを上回るぐらいのアクセス件数があるのかと思います。

【片岡調整課長補佐】そうなるかと思います。

【多田委員】実態調査報告書を発表するときには、必要性があつて、関心が高いところにテーマが設定されていると、アクセス件数も増えますし、新聞記事にもなりますし、場合によっては、ホームページにアクセスしたついでに、他のページも見てみようといった副次的な効果もあると感じました。

もう一つが、評価書2ページ目の入札談合等関与行為防止法の研修ですが、直近5年で2万人を超える方を対象に研修を実施したということなので、これも単純に10年実施すれば合計で20万人ということですから、そうすると、研修を開催すればするほど、受講者が増えるので、その効果も出てくるものと思います。

私も、入札談合等関与行為防止法の研修を実施しており、その際、私も公正取引委員会が作成した資料を利用させていただいております。その際、研修で取り上げる具体例が、受講者の所属省庁や自治体の事例であれば、受講者は身近な問題と感じると思いますので、そういった形で研修を実施すると、より効果があると思います。

【久保田経済取引局総務課長補佐】経済取引局総務課の久保田と申します。

研修内容については、やはり研修時間の制約もありますので、説明者が工夫をし、また、多田委員がおっしゃるとおり何が効果的かというところを考え、研修を実施しているところです。多田委員が申し上げたような内容についても、引き続き、検討していこうと思っています。

【池谷委員】研修内容に関連してですが、評価書18ページの表17で、研修会の参加者の担当業務という項目のうち、コンプライアンス等の内部統制業務という部分で、数値が1年ごとに1%ずつ増えています。

発注担当者や現場の方は、結構、人が入れ替わりますが、コンプライアンス部署の方はそれほど動きませんし、人数もある程度限定されています。

実際、コンプライアンス担当者が研修を受講しても、どこをポイントにしてよいのかわからないというのが実情であると思います。そのため、もちろん分かりやすく説明していただき、概括的に見て危ない部分はどこにあるのかという項目を作っていただき、それをもとに研修を実施していただくなど、ちょっと違う見方の項目を入れていただいた方がよいと思いました。例えば、新たな競争上の問題が出てくるという項目を入れた研修資料を作成し、研修を実施し、コンプライアンス担当者に最近こういうことが問題になっているから気をつけて下さいと社内的に言ってもらうのもいいと思います。その方が、受講者にとっても双方向でうまくいくのではないかなと思います。

それともう一つ、評価書11ページに、チェックリストの話があります。チェックリストは、非常に有効で現場的には非常に使えると思うのですが、逆面にとると、目的と違うことをされてしまうという怖いところがあります。この辺少し内容が分からないのですが、是非具体的に適切ではないというものが見られたのであれば、チェックリストを補完するマニュアルなどを読めば、その間違いが起きないように強化していただきたい。それでないと、チェックリストがマイナスになってしまうという弊害が出ますので、それについては注力をお願いしたいと思います。

【河野官房総務課企画官】ほかにございますか。

【中村委員】研修受講者が、その後、職場に周知しているという話を聞き、なるほどと思いました。しかし、一方で、高望みをし過ぎるコメントになってしまうかもしれません。評価書3ページの表5に記載があるとおり、研修内容を職場内において周知するかという部分を見ると、やはり、研修資料を職場のグループウェアに掲載し、それで終わってしまっているのではないかという気がします。特に、先ほど話があったように、発注担当者への周知が大事だということですので、できたらもう少し同僚に話をし、明示的に情報を共有している、あるいは職場内で研修会を実施したとかでもいいのかもしれませんが、事後の行動において、少し具体的な行動になっていると、今後より研修の効果を高めるためには重要になってくるポイントではないかと思います。

その意味では、先ほどお話があったように、コンプライアンス担当者に集中して何か働きかけるというのも重要かもしれません。コンプライアンス担当者は、組織の中で、入札談合等に関与した職員がいたときに、一番責任を問われる人たちです。その意味では、研修を受講した後、職場内に真剣に周知をするのではないかなと思います。そのように、コンプライアンス担当者に研修参加への呼びかけを重点的に行うことができれば、発注者の組織内での周知が効率的に行われるのではないのでしょうか。場合によっては、発注担当者とコンプライアンス担当者ごとに、それぞれ少し研修の説明内容を変えてもよいのかもしれませんが。その辺りも含めて、より効果を高めるために検討されてはいかがかなと思いました。

【久保田経済取引局総務課長補佐】一点だけ、発注官庁の方々から研修の依頼を受ける際には、発注業務担当者や契約会計業務担当者が多いですが、会場のキャパシティに対して参加人数に余裕がある場合には、我々の方から、コンプライアンス部署にも参加を促しております。そういった形で、コンプライアンス部署にも我々の方から積極的に参加していただくようお願いをしているところでございます。

【河野官房総務課企画官】ほかにございますか。

【小林委員】ありがとうございました。

私の先ほどの質問とも非常に似てしまうところではありますが、指標として、例えば、理解度や満足度を設定しているわけですが、研修を受けた直後にアンケートをすると、理解が深まった、もしくは満足したと答えがちになります。可能であれば、例えば、全部の研修で実施する必要はないかもしれませんが、研修を全体で300回ぐらいされているということなので、例えば、そのうち10回分ぐらいをサンプルとして取り出してみて、

指標を取ってみることにトライアルするというのもあり得るかなと思います。もう少し、例えば、特に理解してほしい知識については、テストというと参加者にとっては抵抗があるかもしれませんが、一部研修でクイズなどによって研修の効果が客観的に検証できるとよりよいのかなという気がします。

実際、研修を多く開催しているので、この中で、例えば、一部工夫をしてみたら、より効果が出た、工夫をしたものの、うまくいかない、そういった内容が検証して得られることができれば、事業の改善を年々繰り返していけるようになると思います。そういった部分を今後検討いただけるとよりよいのかなと思いました。

【久保田経済取引局総務課長補佐】小林委員の御指摘については検討させていただこうと思います。我々が行っている点としては、全国各地で研修会を実施しており、本局だけではなく、地方事務所等の担当者も研修会で説明しておりますので、気になる点は地方事務所等と情報共有しつつ、研修会の改善に向けて対応して、よりよい研修会になるように進めさせていただいているところです。

【小林委員】本局の方で、こういった工夫をするとよいのではないかといった仮説がきつとあるのだと思います。例えば、300回研修がある中で、10回ぐらいは新しい仮説に基づき実施した研修と、今までの研修とを比較し、指標に差が出てくるとすれば、仮説が正しかったということになるわけです。

EBPMというのは、仮説を立てて、それを検証して、改善していくためのツールだと思っております。せっかくいろいろな仮説を持っておられている中で、成果があったのかなかったのか、分からないまま実施するよりは、検証できるところを一つずつ検証していくのがよいと思います。

【河野官房総務課企画官】本日の政策評価委員会の御議論を踏まえまして、今後、評価書（案）に必要な修正等を行った上で、公正取引委員会の承認を得た後、速やかに公表させていただきたいと考えております。